平成２８年（フ）第７８４号
京都市右京区梅津中村町20番地１　サンシティミノル105
債務者　筒井　千里（旧姓霜良）
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７８９号
京都市南区西九条西柳ノ内町48番地１
債務者　水口　名子
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
堺市中区深井中町361番地３　ＫＴマンション402号
債務者　永野久仁子
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３３１号
大阪市西区南堀江１丁目24番７－606号
債務者　吉川三智代
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８７号
堺市北区新金岡町４丁６番11―410号
債務者　當間　寛子
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５９３号
大阪府大阪狭山市池尻北２丁目25番７号102号
債務者　中居　和惠
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６１９号
大阪府柏原市大県２丁目８番17号、前住所大阪府柏原市法善寺１丁目２番15号
債務者　玉置　米男
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６３８号
堺市堺区東雲西町２丁３番36号　川元文化１Ｆ１号
債務者　豊川　純介
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
北海道登別市若草町２丁目17番地５Ｍハイツ若草１（201）、住民票上の住所北海道登別市若草町２丁目17番地５ハイツ若草１（102）
債務者　中島由美子（旧姓打越）
１　決定年月日時　平成28年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
福島県会津若松市東山町大字湯本字居平126番地　新滝寮14号、前住所福島県大沼郡会津美里町氷玉字栃沢甲2053番地１
債務者　舩木まさ子（旧姓仲塚）
１　決定年月日時　平成28年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
群馬県太田市高瀬町３番地６
債務者　鈴木　貴裕
１　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第９９号
群馬県太田市高瀬町３番地６
債務者　鈴木　千恵
１　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１０３号
群馬県邑楽郡千代田町大字舞木906番地の５
債務者　澤﨑　雄司
１　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５７号
新潟県上越市浦川原区中猪子田3169番地３市営メゾン山崎303号
債務者　野崎　和美
１　決定年月日時　平成28年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第５７号
岡山県津山市下田邑378番地２、前住所岡山県津山市二宮827番地４
債務者　鳥取　勇人
１　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第５８号
岡山県真庭市美甘3125番地１、前住所岡山県真庭市美甘2884番地３
債務者　田口　順也
１　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
岡山地方裁判所津山支部